

高額療養費

70 歳未満

所得区分		自己負担限度額	
		多数回該当以外	多数回該当
ア	健保 月額 83万円以上 国保 年額 901万円超	252,600円+(医療費-842,000円)×1%	140,100円
イ	健保 月額 53万円以上 79万円以下 国保 年額 600万円以上 901万円以下	167,400円+(医療費-558,000円)×1%	93,000円
ウ	健保 月額 28万円以上 50万円以下 国保 年額 210万円以上 600万円以下	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	44,400円
エ	健保 月額 26万円以下 国保 年額 210万円以下	57,600円	44,400円
オ	低所得者(住民税非課税)	35,400円	24,600円

月額:標準報酬月額 年額:年間所得

70 歳以上及び後期高齢者対象者

所得区分		自己負担限度額		
		外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)	多数回該当
現役並み	月額 83万円以上 課税 690万円超	252,600円+(医療費-842,000円)×1%		140,100円
	月額 53万円以上 課税 380万円以上	167,400円+(医療費-558,000円)×1%		93,000円
	月額 28万円以上 課税 145万円以上	80,100円+(医療費-267,000円)×1%		44,400円
一般	月額 26万円以下	18,000円	57,600円	44,400円
	課税 145万円以下	(年間上限額144,000円)		
低所得	Ⅱ 住民税非課税	8,000円	24,600円	
	Ⅰ 住民税非課税 (年金収入80万円以下等)		15,000円	

月額:標準報酬月額 課税:課税所得

世帯合算	同一月内に同一世帯で21,000円以上の自己負担が複数あるときは世帯合算される
多数回該当	同一世帯で1年間(最近12ヵ月)に3回以上高額療養費の支給を受けている(多数回該当)場合は、4回目からは自己負担限度額が変わる
特定疾病療養受給者証	血友病、人工透析を行う慢性腎不全の患者等は、自己負担限度額は10,000円(70歳未満高所得者は20,000円)

入院時食事療養費

[食事療養標準負担額]

一般 (市町村民税課税世帯)	1食 460円	
市町村民税 非課税世帯	入院日数90日まで	1食 210円
	入院日数90日超	1食 160円
70歳以上で低所得Ⅰの人	1食 100円	

入院時生活療養費

・療養病床に入院する65歳以上の生活療養費(食費と居住費)

[生活療養標準負担額]

		食費	居住費
一般	入院時生活療養費(Ⅰ)	1食 460円(260円)	1日 370円 (0円)
	入院時生活療養費(Ⅱ)	1食 420円(210円)	
低所得者	Ⅱ (住民税非課税世帯)	1食 210円(100円)	
	Ⅰ (年金収入80万円以下)	1食 130円(100円)	